

北海道告示第 10511 号

家畜伝染病まん延防止規則（昭和 50 年北海道規則第 32 号）第 5 条第 1 項の規定による家畜集合施設の開催等の制限について、次のとおり指定する。

令和 5 年（2023 年）4 月 3 日

北海道知事 鈴木 直道

1 停止する事業

- （1）食鳥処理場（食肉加工場を除く）における食鳥処理
- （2）GP センター等

2 事業を停止する期間
当分の間

3 事業を停止する区域
令和 5 年（2023 年）4 月 3 日付け北海道告示第 10510 号で指定した移動制限区域

4 事業を停止する理由
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため